

規則名	理由	要旨
奈良県立高等学校等に勤務する教育職員の在校等時間の上限に関する規則	<p>義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第7条の規定に基づき、県立学校の教育職員の業務の量の適切な管理及び福利の確保に必要な事項を定める。</p> <p>（第1条関係）</p> <p>義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第7条の規定に基づき、県立学校の教育職員の業務の量の適切な管理及び福利の確保に必要な事項を定める。</p> <p>（第1条関係）</p> <p>教育委員会は、教育職員の在校等時間（業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間）を本規則で定める上限の時間等の範囲内とするため、教育職員の業務の量の適切な管理を行う。</p> <p>（第2条関係）</p> <p>その他</p> <p>第2条に定めるものほか、教育職員の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定めるものとする。</p> <p>（第3条関係）</p> <p>施行期日</p> <p>令和2年4月1日から施行する。</p> <p>（附則関係）</p>	

奈良県立高等学校等に勤務する教育職員の在校等時間の上限等に関する規則（案）

（趣旨）

第一条 この規則は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年十一月奈良県条例第十六号。以下「条例」という。）第七条の規定に基づき、奈良県立の中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する条例第二条第二項に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保に関する必要な事項を定めるものとする。

（教育職員の在校等時間の上限）

第一条 奈良県教育委員会（以下「委員会」という。）は、教育職員が業務を行う時間（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号。以下「法」という。）第七条の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（法第六条第二項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間が次の各号に掲げる上限の時間の範囲内となるよう、教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。

- 一 一箇月について四十五時間
- 二 一年について三百六十時間

2 委員会は、児童生徒等に係る通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突然的に業務量が増える状況により教育職員が所定の勤務時間外に勤務する必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間が次の各号に掲げる上限の時間及び月数の範囲内となるよう、教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。

- 一 一箇月について百時間未満
- 二 一年について七百二十時間
- 三 一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間において一箇月当たりの平均時間について八十時間
- 四 一年のうち一箇月において四十五時間を超える月数について六箇月

（その他）

第三条 前条に定めるもののほか、教育職員の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

教育職員の業務量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を 図るための方針（案）

令和2年3月 日
奈良県教育委員会

1 趣旨

本県の公立学校教育職員の長時間勤務が深刻な状態にあることは、平成28年度の実態調査以降明らかになっており、教育職員の健康に害を及ぼすだけでなく、日々の教育活動の質にも関わる重大な問題となっている。この改善については、教育委員会や校長が主体的にこれまでの学校の「常識」を見直し、学校業務を所定の勤務時間中に終わらせることのできる業務へ変革するとともに、教育職員自身の意識改革を進める必要がある。そのために、まずは長時間勤務の上限を定め、勤務時間を適正に管理することが急務である。

本県においても、令和2年1月に文部科学省が公示した「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」の趣旨に基づいて、教育職員の業務量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るための方針を定める。

2 対象者

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」という。）第2条に規定する義務教育諸学校等の教育職員のうち県立学校に勤務する教育職員を対象とする。

なお、給特法の対象となっていない事務職員、学校栄養職員等については、法定労働時間を超えて勤務させる場合には、いわゆる「3・6協定」を締結する中で「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」に定める時間外労働の限度時間が適用されるものである。

3 本方針における「勤務時間」の考え方

- (1) 義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第6条に規定された、いわゆる「超勤4項目」以外の自主的・自発的な勤務も含め、外形的に把握することができる在校時間を対象とすることを基本とする（所定の勤務時間外に自発的に行う自己研鑽の時間その他業務外の時間については、自己申告に基づき除く）。
- (2) 校外での勤務についても、職務として行う研修や生徒の引率等の職務に従事している時間について外形的に把握し、これらを合わせて「在校等時間」として本方針の「勤務時間」とする（休憩時間を除く）。土日や祝日などの業務も、校務として従事している時間については「在校等時間」に含む。

4 上限時間

- (1) 超過勤務（在校等時間から条例等で定められた正規の勤務時間を除いた時間をいう。以下同じ。）の上限を月45時間、年間で360時間以内とすること。

- (2) 児童生徒等に係る通常予見することができない一時的又は突発的な事情による特例があったとしても年に6月以内の範囲でしか(1)の上限を超えないようにすること。この場合であっても超過勤務の上限を月100時間未満とし、年間720時間以内とすること。併せて、連続する複数月（2か月、3か月、4か月、5か月、6か月）の超過勤務の平均が80時間を超えないようにすること。

5 実効性の担保と留意事項

- (1) 実施に当たっては、ICTの活用やタイムカードにより、在校時間を客観的に計測し、校外において職務に従事する時間についても、できる限り客観的な方法により計測すること。また、計測結果は公務災害が生じた場合等において重要な記録となることから、公文書として管理保存を適切に行うこと。
- (2) 教育委員会は月ごとに各学校の在校等時間を把握すること。
- (3) 教育職員の健康及び福祉を確保するため、超過勤務が月80時間を超える教育職員から疲労の蓄積の申出があった場合には、医師による面接指導や健康診断を実施すること。また、本人からの申出がなくとも超過勤務が月100時間以上又は複数月平均80時間を超えた場合には、医師による面接指導や健康診断を実施すること。
- (4) 上限時間の遵守を形式的に行なうことが目的化し、授業など真に必要な教育課程内の学校教育活動をおろそかにすることや実際より短い虚偽の時間を記録に残したり、残させたりするようなことがあってはならないこと。さらに、上限時間を守るためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加してしまうことは、本方針のそもそもの趣旨に反するものであり、厳に避けなければならない。
- (5) 教育委員会は長時間勤務の削減に向け、具体的な業務改善の取組目標を示した「学校における働き方改革推進プラン」を着実に実行するなど、将来にわたって持続可能な学校指導・運営体制を構築するよう努めること。